

(表3) 令和6年度立入検査 文書指摘事項

1 資格等に関すること	
②布設工事監督者	水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、水道の布設工事を自ら施行する場合において職員への指名をしていなかった。 (以上、類似指摘含め計3事業)
2 認可等に関すること	
③各種届出	水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないと定められているが、令和5年4月に代表者が交代した際に、届出を行っていないかった。(以上、類似事項含め計2事業体) 水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないが、対象施設を使用して給水を開始していたのにも関わらず、その旨届け出ていなかった。
3 水道施設管理に関すること	
①施設点検	水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。）の点検結果を記録していないかった。(以上、類似指摘含め計4事業)

(表3) 令和6年度立入検査 文書指摘事項

4 衛生管理に関すること	
	①健康診断 水道法第21条第1項及び水道法施行規則第16条第1項の規定により、水道事業者は、定期の健康診断の病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとされているが、腸チフス及びパラチフス菌の病原体検索が行われていなかった。
	②汚染防止対策 水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項の規定により、水道事業者は、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じることとされているが、水源、配水池、ポンプ場において防護柵が未設置である等、一部汚染防止対策が不十分であった。（以上、類似指摘含め計2事業）
	③遊離残留塩素濃度の管理 水道法施行規則第17条第1項第3号に基づき、給水栓における水が遊離残留塩素0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすることになっているが、一部の給水栓において、遊離残留塩素が0.1mg/lを下回ることを確認された。（以上、類似指摘含め計5事業）
	④消毒 水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号ハの規定により、消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていることとされているが、予備設備が設けられていなかった。

(表 3) 令和 6 年度立入検査 文書指摘事項

5 水質検査に関すること	
	⑧水質検査計画 水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第7項の規定により、水道事業者は、水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものをはじめ、必要事項を記載した水質検査計画を策定しなければならないこととされているが、必須事項の一部が記載されていなかった。（以上、類似指摘含め計6事業）
	水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の5の規定により、水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査計画を毎事業年度の開始前に水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で情報提供することとされているが、水質検査計画を事業年度開始後の4月に策定し、情報提供していた。（以上、類似指摘含め計2事業）
6 水質管理対策に関すること	
	①汚染のおそれの程度に応じた予防対策 水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル4・3の施設において、必要とされる設備が設置されていなかった。

(表3) 令和6年度立入検査 文書指摘事項

8 資産管理に関すること	
	③経営状況
	水道法施行規則第12条第1項第1号の規定により、料金が（イ）人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額と（ロ）支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額から、（ハ）営業収益の額から給水収益を控除した額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであることとされているが、資産維持費が料金設定の基礎とされていない。（以上、類似指摘含む計8事業） 水道法施行規則第12条第3号に基づき、同条第2号に規定する方法により長期的な収支の見通しを算定する場合にあっては、おおむね3年から5年ごとの適切な時期に料金を見直すこととされているが、貴水道事業では、適正な時期に料金の見直しが実施されていないため、是正すること。（以上、類似指摘含む計3事業）
9 住民対応に関すること	
	①情報提供
	水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道事業者は、「水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項」、「水道料金その他需要者の負担に関する事項」、「災害等における危機管理」及び「耐震性能や耐震化に対する取組」を含む必要事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供することとされているが、当該事項を毎年1回以上定期的に情報提供がなされていない。（以上、類似指摘含む計4事業）